

# 入っていますか？ 自転車保険

豊島区では、自転車利用中の事故によって、他人にケガをさせてしまった場合などに、被害者に対して損害を補償できる保険等への加入が義務付けられています。

※東京都も同様に義務付けられています。



## 義務化の理由

自転車事故を起こした際の  
被害者救済や、  
加害者の経済的負担の  
軽減を図るため。



出典：一般社団法人日本損害保険協会

## 自転車での高額加害事故例

9,521万円

神戸地方裁判所  
平成25(2013)年7月4日判決

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い意識が戻らない状態となった。

9,330万円

高松高等裁判所  
令和2(2020)年7月22日判決

男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、バトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。

9,266万円

東京地方裁判所  
平成20(2008)年6月5日判決

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

## 義務化でここが変わりました!

自転車損害賠償保険等に  
加入しなければなりません。

- ・自転車利用者
- ・未成年のお子様自転車を利用する保護者
- ・自転車を業務で使用する事業者
- ・自転車貸付業者

自転車損害賠償保険等の加入確認及び未加入者には  
情報を提供するよう努めなければなりません。

- ・自転車販売店

自転車損害賠償保険等に関する情報を  
提供するよう努めなければなりません。

- ・豊島区 ・学校

自転車損害賠償保険等

…自転車事故により生じた他人の生命又は身体の損害を補償することができる保険又は共済をいいます。

裏面のチェックシートで自転車損害賠償保険等加入の確認をしてみましょう!

★詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.city.toshima.lg.jp/335/1907161556.html>



問い合わせ：豊島区都市整備部土木管理課  
03-3981-4856 (直通)

# 自転車損害賠償保険等の加入状況をチェック!

個人賠償責任保険に加入または  
TSマーク(点検日から1年以内のもの)が貼られていますか?



わからない

下記「自転車運転中の賠償責任を補償する保険一覧」のいずれかの  
保険に加入していて、個人賠償責任保険や特約が付帯されていますか?  
(保険証券等をご確認ください)

はい

はい

わからない

いいえ

いいえ

すでに  
自転車損害賠償保険等に  
加入しています。

保険証券をご用意のうえ、  
ご加入の保険会社・共済に  
ご確認ください。

自転車損害賠償保険等への  
加入が必要です。

※補償内容(賠償責任補償額や示談交渉の有無等)が十分であるか、補償期限が有効であるかをご確認ください。

## 自転車運転中の賠償責任を補償する保険一覧

### A 日常生活での賠償責任保険等

自転車保険の種類		保険の概要など
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	学校・大学で加入募集を受ける保険	PTAの保険など
共済		全労済、都民共済など
区民交通傷害保険		区民交通傷害保険+自転車賠償責任プラン
TSマーク付帯保険		自転車の車両に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに付帯した保険

### B 業務中での賠償責任保険等(事業者向け)

自転車保険の種類	保険の概要など
施設所有者賠償責任保険	業務活動中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車の車両に付帯した保険

## 業務中の自転車事故について

業務中の自転車事故は、個人で加入している保険(個人賠償責任保険等)では補償の対象外となりますので以下の図をご覧ください。

朝

昼

夕刻

通勤途中の事故は…

従業員による業務中の事故は…

通勤途中の事故は…

**A 日常生活での賠償責任保険等** 対象  
※従業員が加入

**B 業務中での賠償責任保険等** 対象  
※事業者が加入

**A 日常生活での賠償責任保険等** 対象  
※従業員が加入



基本は個人責任ですが、業務に関連していると  
使用者責任になる場合があります。



基本的に使用者責任になります。



基本は個人責任ですが、業務に関連していると  
使用者責任になる場合があります。

従業員が自転車による通勤や昼休みに昼食を買いに行くなど、業務外(個人の目的)で自転車を利用して、事故を起こした場合は、原則従業員個人の責任となります。  
但し、ケースによって業務遂行中の事故とみなされる場合には、当該事故について事業者(使用者)が損害賠償責任(使用者責任)を負うこととなります。

なお、事業者は、通勤で自転車を利用する従業員がいるときは、自転車損害賠償保険等の加入確認及び未加入者には情報を提供するよう努めなければなりません。